

付表1 交付申請額の算定根拠

記載例2 副業・兼業人材活用促進事業（人材の初回活用時）

1 交通費及び宿泊費		※消費税、宿泊費の補助上限超過額、食費など		
	積算	補助事業に要する経費(a)	補助対象外経費(b)※	補助対象経費(a-b)
交通費	【鉄道賃】 @ 35,820 円 × 3 往復 交通機関名: JR 東京 駅 ⇔ 青森 駅 @ 往復 交通機関名: @ 往復 交通機関名: @ 往復 交通機関名:	計 107,460 円	9,769 円	97,691 円
	【バス運賃】 @ 680 円 × 3 往復 交通機関名: 青森市営バス 青森駅 ⇔ 問屋町会館前 @ 往復 交通機関名: @ 往復 交通機関名:	計 2,040 円	185 円	1,855 円
	【その他移動に要する旅費】 @ 往復 交通手段・交通機関名: @ 往復 交通手段・交通機関名: @ 往復 交通手段・交通機関名:	計 円	円	円
宿泊費	11,990 円 × 12 泊 1泊あたりの上限額: 原則12,000円 (食費含まない)	計 143,880 円	13,080 円	130,800 円
合計		253,380 円	23,034 円	230,346 円
交通費及び宿泊費の申請額 (補助対象経費の合計×1/2又は8/10※副業・兼業人材活用促進事業に該当する場合 (千円未満切り捨て))		184,000 円		

当該人材との業務期間は6か月、最初の3か月間は、本県に4日間滞在して業務従事、その他は東京からリモートで業務従事した場合。

副業・兼業人材の初回活用なので、かかる経費の8/10 (千円未満切り捨て) の額を記載。

2 人材紹介事業者へ支払う紹介手数料		※消費税など		
	積算 (副業・兼業人材活用促進事業に該当する場合は、最大6か月)	補助事業に要する経費(a)	補助対象外経費(b)※	補助対象経費(a-b)
紹介手数料	① 198,000 円 ÷ ② 6 月 × ③ 3 月 ※①人材紹介事業者へ支払う紹介手数料の総額 ※②契約期間の月数 (契約 (業務) 開始日又は満了日が月の途中である場合はひと月とする) ※③1の交通費が生じる月数 (事業所へ到着する日の属する月を交通費が生じる月とする)	計 99,000 円 (円未満切り捨て)	9,000 円	90,000 円
紹介手数料の申請額 (補助対象経費×1/2又は8/10※副業・兼業人材活用促進事業に該当する場合 (千円未満切り捨て))		72,000 円		

3 副業・兼業人材へ支払う報酬 ※副業・兼業人材活用促進事業に該当する場合		※消費税など		
	積算 (副業・兼業人材活用促進事業に該当する場合は、最大6か月)	補助事業に要する経費(a)	補助対象外経費(b)※	補助対象経費(a-b)
報酬	① 660,000 円 ÷ ② 6 月 × ③ 3 月 ※①副業・兼業人材へ支払う報酬の総額 ※②契約期間の月数 (契約 (業務) 開始日又は満了日が月の途中である場合はひと月とする) ※③1の交通費が生じる月数 (事業所へ到着する日の属する月を交通費が生じる月とする)	計 330,000 円 (円未満切り捨て)	30,000 円	300,000 円
報酬の申請額 (補助対象経費×8/10 (千円未満切り捨て))		240,000 円		

契約額を記載。 業務契約期間は6か月なので「6」と記載。 青森県内での業務は3か月なので「3」と記載。

合計 496,000 円

(注) 本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。